

令和2年6月吉日

PTA会員の皆様

松戸市立第三中学校  
PTA会長 浜口 洋子

### PTA規約の改正について

初夏の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。また日頃より、第三中学校PTAの活動に対し、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、5月29日（金）開催の令和2年度PTA書面総会におきまして、PTA規約が下記のように改正、承認されましたのでご報告いたします。

なお、本文書は[松戸三中PTA規約]とともに、卒業まで保管してください。

記

### PTA規約（改正部分のみ抜粋）

- 第六章 第11条 2. 定期総会は年度始めに会長がこれを招集する。なお、役員会が必要と認めた場合には書面にて総会を行うことができる。この場合、議決権の行使は議案に対する賛否を記載できる議決権行使書により行う。議決権行使書の未提出及び白紙提出は賛成に含むものとする。
6. 総会の開催にあたって議事を明記して、開催5日前に全員に通知する。
- イ. 総会は出席人員をもって成立し、会議の議決は出席人員の過半数の同意を必要とする。
- ロ. 書面総会での決議は、会員数（保護者については生徒在籍家庭数）の三分の一以上の議決権行使書の提出があった場合に総会は有効なものとし、議事はその過半数で決する。

付 則 第15条 本規約は平成4年4月1日より実施する。

- \*本規約は、平成19年4月26日総会において一部改正し、ただちに施行する。
- \*本規約は、平成25年4月25日総会において一部改正し、ただちに施行する。
- \*本規約は、平成30年5月12日総会において一部改正し、ただちに施行する。
- \*本規約は、平成31年4月26日総会において一部改正し、ただちに施行する。
- \*本規約は、令和2年5月29日総会において一部改正し、ただちに施行する。